

# 平成29年度サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修 開催要綱

## 1. 目的

障害者総合支援法の適切かつ円滑な運営に資するため、サービスの質の確保に必要な知識、技能を有するサービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の養成を図ることを目的とする。

## 2. 主催

石川県

## 3. 実施主体

社会福祉法人 石川県社会福祉協議会 福祉総合研修センター

## 4. 期 日

〔講 義〕 平成29年11月8日（水）

〔演 習〕

〈地域生活（知・精）、地域生活（身体）、児童〉 平成29年12月5日（火）、6日（水）

〈就労、介護〉 平成29年12月7日（木）、8日（金）

※過去に本研修を受講し、今年度は別の分野を受講する場合など、再度研修を受講する場合も、講義を含む全課程の受講が必要です。

## 5. 会 場

〔講 義〕 いしかわ総合スポーツセンター 2階会議室（金沢市稚日野町北222）

〔演 習〕 石川県庁 会議室（金沢市鞍月1-1）（会場は受講票に記載予定）

## 6. 資料代

1,000円

※ 資料代は、講義（11月8日）当日、受付時に現金で徴収しますので、お釣のないようにお願いします。

※ 以下に記載する「みなし児童発達支援管理責任者に係る追加研修」受講者については、資料代は不要です。

## 7. 対象者

(1) 指定障害福祉サービス事業所等においてサービス管理責任者または児童発達支援管理責任者として既に活動している者、または活動しようとする者で、原則として、当該年度末までに必要な実務経験を満たす見込みのある者（実務経験等の要件は別添資料のとおり）

※ サービス管理責任者または児童発達支援管理責任者として活動するためには、別途実施する「相談支援従事者初任者研修」の共通講義部分を受講しなければいけません。（過去に受講していれば可。）

(2) みなし児童発達支援管理責任者に係る追加研修の受講を希望する者

※ 平成23年度以前にサービス管理責任者研修の児童分野を修了した者（みなし児童発達支援管理責任者）については、平成24年4月の児童福祉法改正後の法律・知識等を習得することが望ましいこととされています。

※ 追加研修の内容は、11月8日（水）の11：30までの講義となります。

※ 平成24年～27年度に追加研修もしくは、サービス管理責任者研修の他の分野を受講済の場合、再度受講する必要はありません。

8. 定員

250名（各分野 50名）

※ ただし、各分野で定員を超えた場合には、人数を調整させていただく場合がありますのでご了承ください。

9. 研修内容

(1) 研修カリキュラム

◇共通講義（いしかわ総合スポーツセンター）

開催日	時間	内容
11月8日（水）	8:45～9:15	受付（事務オリエンテーション含）
	9:15～9:30	オリエンテーション（研修について） チェックリスト記入
	9:30～11:30	講義「障害者総合支援法・児童福祉法とサービス管理責任者・児童発達支援管理者の役割」
	12:30～14:30	「サービス提供のプロセスと管理」
	14:40～16:40	「サービス提供者と関係機関の連携」
	16:40～17:00	各分野別課題説明

◇分野別講義・演習（石川県庁）

開催日	時間	内容
(1日目) 12月5日（火） または 12月7日（木）	8:30～9:00	受付
	9:00～12:00	分野別「アセスメントとサービス提供の基本姿勢」
	13:00～17:00	分野別「サービス提供プロセスの管理の実際：事例検討」（アセスメント編）
(2日目) 12月6日（水） または 12月8日（金）	8:30～9:00	受付
	9:00～12:00	分野別「サービス提供プロセスの管理の実際：事例検討」（個別支援計画編）
	13:00～16:00	分野別「サービス提供プロセスの管理の実際：事例検討」（模擬会議）
	16:00～16:30	閉講式

各日とも内容、時間等につきましては予定としておりますので、あらかじめご了承ください。

## (2) 分野と障害福祉サービス等

	分野	障害福祉サービス等
1	介護	療養介護
		生活介護
2	地域生活（身体）	自立訓練（機能訓練）
3	地域生活（知的・精神）	自立訓練（生活訓練）
		共同生活援助
4	就労	就労移行支援
		就労継続支援
5	児童	障害児入所支援
		障害児通所支援

※サービス提供責任者はこの研修を修了する必要はありません。

### 10. 申込みにあたって

#### (1) 申込み方法について

石川県社会福祉協議会ホームページから、下記期日までにお申込みください。

なお、ホームページから申込みできない場合は、本会あてにご連絡ください。

#### ホームページからの申込手順

①石川県社会福祉協議会サイト（URL：<http://www.isk-shakyo.or.jp/>）の上部メニュー「福祉の研修」ボタンをクリックしてください。

②「研修新着情報」の一覧が表示されています。ここには10件までしか表示されませんが、この他の受付中の研修は右上の「研修新着情報の一覧」をクリックすれば、すべてが表示されます。

③受講希望の研修名をクリックすれば、画面の下方に「検索結果」が表示されます。

④希望の研修であることを確認のうえ、右欄に「要綱」と「申込」がありますが、この「申込」ボタンをクリックすると「研修申し込み」画面に変わります。

⑤必要事項を入力（※マークは必須項目）した後、「申込確認画面へ」で内容を確認し、「申し込む」ボタンをクリックして、申込完了です。

⑥申し込まれた方にはすぐに「受付確認書」がメールで送信されます。もし、このメールが届かない場合にはメールアドレスが正しく入力されていない可能性がありますので、ご注意ください。（なお、このメールは受講承認の意味ではありません。）

**※申込期日 9月29日（金）**

#### (2) 課題提出について

研修受講が決定された方が、分野別演習を受講するためには、課題を提出していただくことが前提となりますのでご注意ください。

詳しくは、11月8日（水）の講義にて、お伝えします。

※課題未提出、また提出されても不備が多い場合は受講を取り消す場合もあります。

※「みなし児童発達支援管理責任者に係る追加研修」受講者については、提出の必要はありません。

### 1 1. 「研修申し込み」画面に入力する際の注意事項

- (1) 職種欄であてはまるものがない場合は、その他を選び備考欄に、施設・事業所での職種を入力してください。(例：指導員、生活支援員等)

既にサービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者として配置されている場合は、「サービス管理責任者」又は「児童発達支援管理責任者」と入力してください。

- (2) 推薦順位欄は、受講希望者が同一施設内で複数いる場合に入力してください。

- (3) 生年月日を修了証書に記載しますので、必ず入力してください。

(記入例 2016/7/1)

- (4) 業務の従事年数欄は、相談支援業務及び直接支援業務に従事した年数を、それぞれ入力してください。

- (5) 資格の名称と資格に係る従事年数欄は、別添資料2、3のb、dに該当する資格をお持ちの場合、その名称と従事年数を入力してください。

- (6) 修了年度欄は、「相談支援従事者研修(初任者研修)」の受講年度を入力してください。

なお、未受講の場合は必ずその旨を入力してください。(未受講の場合は、サービス管理責任者又は児童発達管理責任者としての資格を満たしていません。)

- (7) 受講希望分野を入力してください。

2分野希望の場合は、2分野とも記入し、分野名の横に第一希望の場合は1を、第二希望の場合は2を、入力してください。(記入例 1：就労 2：介護)

また、**みなし児童発達支援管理責任者に係る追加研修の方は、追加研修**と入力してください。

### 1 2. 実務経験証明書の提出

ホームページからの申込入力と併せて、別添「実務経験証明書」をご提出ください。

必要事項を記入・押印のうえ、下記あて郵送してください。

(提出期限：9月29日(金) 必着)

〒920-0964 金沢市本多町3-2-15

石川県社会福祉協議会 福祉総合研修センター 研修課 篠原

実務経験証明書が提出されない場合は、申し込みを受け付けいたしかねますので、ご留意ください。

### 1 3. 受講者の決定

定員の範囲で受講者を承認し、結果は10月13日(金)頃に、研修申込書に記載のメールアドレスに通知します。

☆受講承認の日が過ぎても「受講票」が届かない場合は必ず当センターにご連絡ください。

※定員超過の場合には、県で受講者を選考させていただく場合がありますので、ご了承ください。

(選考基準の参考とさせていただくため、1事業所から複数人お申し込みの場合、推薦順位の記入をお願いします。)

### 1 4. 修了証書

研修を修了した方には、修了証書を交付します。

注1) 原則として、30分以上の遅刻、不在、早退等の場合は、欠席とみなします。

ただし、天候や交通機関の遅れ等によりやむをえない事情がある場合には、この限りではありません。

注2) また、受講態度が著しく不良である場合(居眠りや受講中の携帯電話の使用等)は、修了証書を交付できない場合があります。

## 15. 昼食

昼食は各自でご用意願います。

## 16. 申込先

石川県社会福祉協議会 福祉総合研修センター 研修課 篠原

〒920-0964 金沢市本多町3-2-15 福祉総合研修センター（県立図書館4階）

TEL076(221)1833 FAX076(221)1834

※資格要件等についてのお問い合わせは、石川県障害保健福祉課までお願いします

TEL076(225)1428

**※申込担当者におかれましては、受講者本人に開催要綱・プログラムをお渡しいただくとともに、必ず受講者本人に受講目的等を確認願います。**

## 実務経験証明書

平成 年 月 日  
番 号

施設又は事業所所在地及び名称

代表者氏名  
電話番号

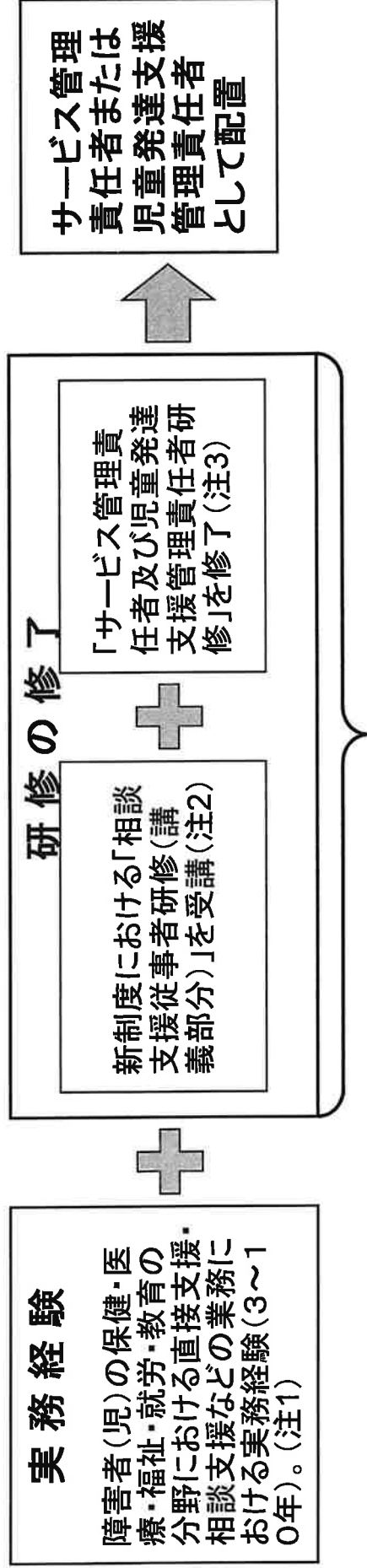
印

下記の者の実務経験は、以下のとおりであることを証明します。

氏 名	(生年月日 年 月 日)
現 住 所	
施設又は事業所名	施設・事業所の種別 ( )
業 務 期 間	年 月 日～ 年 月 日 ( 年 月間)
うち業務に従事した日数	
業 務 内 容	職名 ( )

- (注) 1. 施設又は事業所名欄には、知的障害者更生施設等の種別も記入すること。
2. 業務期間欄は、証明を受ける者が障害者に対する直接的な援助を行っていた期間を記入すること。(産休・育休・療養休暇や長期研修期間等は業務期間となりません)
- 現在、既に必要とする実務経験期間を満たしている場合は、実務経験証明書作成日までの期間または、退職した日までの期間を記入してください。
3. 業務内容欄は、生活指導員、看護師等の職名を記入し、本来業務について、知的障害者更生事業における〇〇業務、〇〇実施要綱の〇〇事業の〇〇業務等具体的に記入すること。
- また、療養病床の病棟等において介護業務を行った場合は明記し、当該病棟が療養病床として許可等を受けた年月日を記入すること。
4. 証明内容を訂正した場合は、証明権者の職印を押印してください。なお、修正液による訂正は認められません。

# 「サービス管理責任者」及び「児童発達支援管理責任者」の要件



実務経験の要件を満たしていれば、事業開始日を起点として1年以内に研修を受講することを条件として、これらの研修を受講・修了していない場合であっても、暫定的にサービス管理責任者として配置することができる。(平成30年3月31日で廃止)  
(平成29年4月1日以降に事業を開始する場合は、平成30年3月31日までの経過措置)

児童発達支援管理責任者については、実務経験の要件を満たしていれば、事業開始日を起点として1年以内に研修を受講することを条件として、これらの研修を受講・修了していない場合であっても、暫定的に児童発達支援管理責任者として配置することができる。(平成30年3月31日までの経過措置)

- (注1) 実務経験については、「別添資料2」を参照。
- (注2) 「相談支援従事者研修(講義部分)」とは、同研修のカリキュラムのうち、別に定める講義部分(2日間)をいう。
- (注3) 多機能型の運営において複数種類の事業のサービス管理責任者を兼務する場合は、「サービス管理責任者研修」のうち、該当する種類の事業に係るすべてのカリキュラムを修了することが必要。ただし、事業開始後3年間は、少なくとも1種類の障害福祉サービスにかかる研修を修了していればよい。(平成30年3月31日までの猶予)
- (注4) 過去にサービス管理責任者研修(児童分野)を修了している者については、児童発達支援管理責任者研修を修了しているものとみなす。

## サービス管理責任者の要件となる実務経験について

業務の範囲	業務内容	実務経験年数
障害者の保健・医療・福祉・就労・教育の分野における支援業務	相談支援業務（※1）	i 地域生活支援事業、障害児相談支援事業、身体障害者相談支援事業、知的障害者相談支援事業の従事者
		ii 児童相談所、身体障害者更生相談所、精神障害者社会復帰施設、知的障害者更生相談所、福祉に関する事務所、発達障害者支援センターの従業者
		iii 障害者支援施設、障害児入所施設、老人福祉施設、精神保健福祉センター、救護施設及び更生施設、介護老人保健施設、地域包括支援センターの従業者
		iv 障害者職業センター、障害者就業・生活支援センターの従業者
		v 特別支援学校その他これらに準ずる機関の従業者又はこれに準ずる者
		vi 病院若しくは診療所の従業者（社会福祉主事任用資格者、訪問介護員2級以上に相当する研修修了者、dに掲げる資格を有する者並びにiからvまでに掲げる従事者及び従業者としての期間が1年以上のものに限る。）
直接支援業務（※2）	次のi～vに掲げる者であって、社会福祉主事任用資格者、訪問介護員2級以上に相当する研修修了者、保育士、児童指導員任用資格者、精神障害者社会復帰指導員任用資格者のいずれかに該当する者（社会福祉主事任用資格者等という。）が、直接支援の業務に従事した期間	i 障害者支援施設、障害児入所施設、老人福祉施設、介護老人保健施設の従事者、病院又は診療所の病室であって医療法第7条第2項第4号に規定する療養病床にかかるとの
		ii 障害福祉サービス事業、障害児通所支援事業、老人居宅介護等事業の従事者
		iii 病院若しくは診療所又は薬局、訪問看護事業所の従業者
		iv 障害者の雇用の促進等に関する法律第44条第1項に規定する子会社、同法第49条第1項第6号に規定する助成金の支給を受けた事業所の従業者
		v 特別支援学校の従業者
c	社会福祉主事任用資格者等でない者が、bのi～vの直接支援の業務に従事した期間	通算10年以上
	d 医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師、柔道整復師、管理栄養士、栄養士又は精神保健福祉士が、その資格に基づき当該資格に係る業務に従事した期間	a～c通算3年以上 かつd通算3年以上

注)ここで、1年以上の実務経験とは、業務に従事した期間が1年以上であり、かつ、実際に業務に従事した日数が1年あたり180日以上であることを言うものとする。例えば、5年以上の実務経験であれば、業務に従事した期間が5年以上であり、かつ、実際に業務に従事した日数が900日以上であることをいう。

※1)相談支援の業務とは、身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の日常生活の自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務をいう。

※2)直接支援の業務とは、身体上若しくは精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者につき、入浴、排せつ、食事その他の介護又は日常生活における基本的な動作の指導、技能技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練その他の支援を行う者に対しその訓練等を行う者に対しその訓練等に関する指導を行う業務をいう、並びにその訓練等を行う者に対して訓練等に関する指導を行う業務、その他の職業訓練や職業教育等の業務をいう。



児童発達支援管理責任者の要件となる実務経験について(H29. 4. 1～)

業務の範囲	業務内容	実務経験年数	
障害者（児）の保健・医療・福祉・就労・教育の分野における支援業務	相談支援業務	i 地域生活支援事業における相談支援事業、障害児相談支援事業、身体障害者相談支援事業、知的障害者相談支援事業の従事者	通算5年以上
		ii 児童相談所、児童家庭支援センター、身体障害者更生相談所、知的障害者更生相談所、福祉事務所、発達障害者支援センターの従事者	
		iii 障害児入所施設、乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、障害者支援施設、精神保健福祉センターの従事者	
		iv 障害者職業センター、障害者雇用支援センター、障害者就業・生活支援センターの従業者	
		v 学校教育法第1条に規定する学校（大学を除く。）その他これらに準ずる機関の従業者	
		vi 病院若しくは診療所の従業者（社会福祉主事任用資格者、訪問介護員2級以上に相当する研修修了者、dに掲げる資格を有する者並びに i から v までに掲げる従事者及び従業者としての期間が1年以上のものに限る。）	
		次の i ～ iv に掲げる者であって、社会福祉主事任用資格者、訪問介護員2級以上に相当する研修修了者、保育士、児童指導員任用資格者、精神障害者社会復帰指導員任用資格者のいずれかに該当する者（社会福祉主事任用資格者等という。）が、直接支援の業務に従事した期間	
直接支援業務	i 障害児入所施設、助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童厚生施設、児童家庭支援センター、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、障害者支援施設の従業者	通算5年以上	
	ii 障害児通所支援事業、児童自立生活支援事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、小規模住居型児童養育事業、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業、病児保育事業、子育て援助支援事業、障害福祉サービス事業の従事者		
	iii 病院若しくは診療所、薬局、訪問看護事業所の従業者		
	iv 学校教育法第1条に規定する学校（大学を除く。）その他これらに準ずる機関の従業者		
障害者（児）の保健・医療・福祉・就労・教育の分野における支援業務	c 社会福祉主事任用資格者等でない者が、bの i ～ iv の直接支援の業務に従事した期間	通算10年以上	
	d 医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、栄養士（管理栄養士を含む。）又は精神保健福祉士が、その資格に基づき当該資格に係る業務に従事した期間		

注1) ここで、1年以上の実務経験とは、業務に従事した期間が1年以上であり、かつ、実際に業務に従事した日数が1年あたり180日以上であることを言うものとする。例えば、5年以上の実務経験であれば、業務に従事した期間が5年以上であり、かつ、実際に業務に従事した日数が900日以上であることを言う。

注2) 平成29年3月31日までに指定を受けている事業所については、経過措置の対象となり、平成30年3月31日までの間は改正前の規定による実務経験の要件を満たす者を児童発達支援管理責任者として置くことができる。